

平成29年12月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年12月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社美杉観光バス（法人番号：2030001089912） 代表者吉田典弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 埼玉県飯能市美杉台6-1-15 （本社営業所） 埼玉県飯能市美杉台4-9-3
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年9月12日及び平成29年9月15日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)